

信書便事業の現状

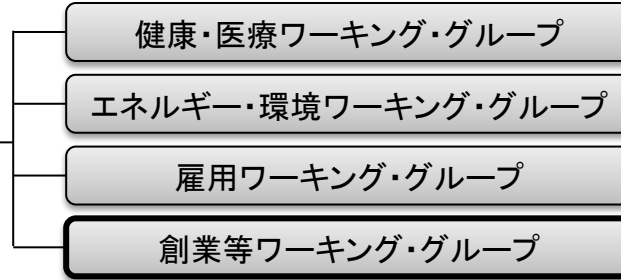
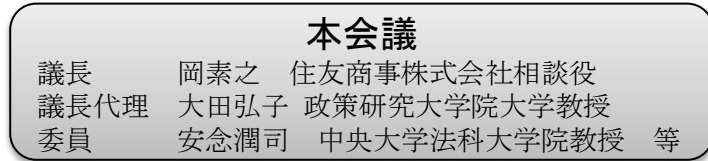
平成25年10月18日
情報流通行政局
信書便事業課

規制改革実施計画～信書便市場の競争促進～

○ 規制改革会議の答申を受けた「規制改革実施計画」(平成25年6月14日閣議決定)において、信書の送達のユニバーサルサービスを確保した上で、一般信書便事業の参入要件の明確化と特定信書便事業の業務範囲の在り方等、信書便市場の競争促進について、平成25年度中に検討し、結論を得ることが総務省に求められている。

規制改革会議(内閣府に設置)について

○検討体制(平成25年1月～6月)



【創業等ワーキング・グループ構成員】 (◎：座長)
(規制改革会議委員)

- ◎大崎 貞和 株式会社野村総合研究所主席研究員
- 浦野 光人 株式会社ニチレイ代表取締役会長
- 金丸 恭文 フューチャーアーキテクト株式会社代表取締役会長兼社長
- 滝 久雄 株式会社ぐるなび代表取締役会長
- 長谷川幸洋 東京新聞・中日新聞論説副主幹
- 森下 竜一 大阪大学大学院医学系研究科教授 (専門委員)
- 川本 明 慶應義塾大学経済学部教授
- 久保利英明 日比谷パーク法律事務所代表/弁護士

○創業等ワーキング・グループの議論の経過

- 規制改革会議委員からの提案により、「信書の取扱いの全面的な民間開放に向けた信書便法の見直し」が創業等WGの検討項目に挙がる。
- 創業等WG(4月19日)では、総務省及びヤマト運輸へのヒアリングが実施され、ヤマト運輸から、①「信書」の定義の撤廃、②一般信書便事業の参入要件(ポスト設置義務)の見直し、③特定信書便事業の業務範囲の拡大、の3項目が提案された。
- 創業等WGにおいて、総務省から、現行制度の考え方やユニバーサルサービスの重要性等について説明。規制改革会議の答申(6月5日)では、①「信書」の定義の撤廃は採り上げられず、信書の送達のユニバーサルサービスを確保した上で、②一般信書便事業は参入要件の明確化、③特定信書便事業は業務範囲の在り方について検討すべきとの提言がなされた。

「規制改革実施計画」(平成25年6月14日閣議決定)(抄)

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管省庁
20	信書便市場の競争促進	郵便・信書便分野における健全な競争による多様なサービス創出を促進する観点から、信書の送達のユニバーサルサービスを確保した上で、一般信書便事業の参入要件の明確化や特定信書便事業の業務範囲(特定信書便事業者が扱える信書便の大きさや重量、送達時間及び料金に係る限定)の在り方等、郵便・信書便市場における競争促進や更なる活性化の方策について、市場参入を検討する者や特定信書便事業者の意見を踏まえつつ、検討を行い、結論を得る。	平成25年度検討・結論	総務省

規制改革会議における信書便事業の要件に関する事業者からの指摘（抜粋）

■規制改革会議創業等WG(第3回)模様

・日時:平成25年4月19日(金)17:00~19:03

(大崎座長)

ヤマト運輸の方には、先ほどの一般信書便への参入要件についての話なのですが、既に20万店の取扱店コンビニがあるという御説明だったので、そうだとすると、そこに信書便差出箱を置けば済むだけのような気もするのですが、その点どうお考えかを教えていただきたいと思います。(略)

(ヤマト運輸)

弊社の20万店の取扱店に、例えば差出箱を置くというのは当然検討ができる中身ではあると思っています。ただ、ポストの信書便差出箱の定義を見ますと、常時アクセスができるということになっておりますので、要は店外に閉店後も使えるような形でつくらなければいけないのだろうなという定義になっていると思われまして、そこをどうクリアするかというところは問題があると思っていますし、先ほど申し上げましたように、参入する事業者ごとに10万本どんどんそんな形でもつくっていくのですか。(略)

(大崎座長)

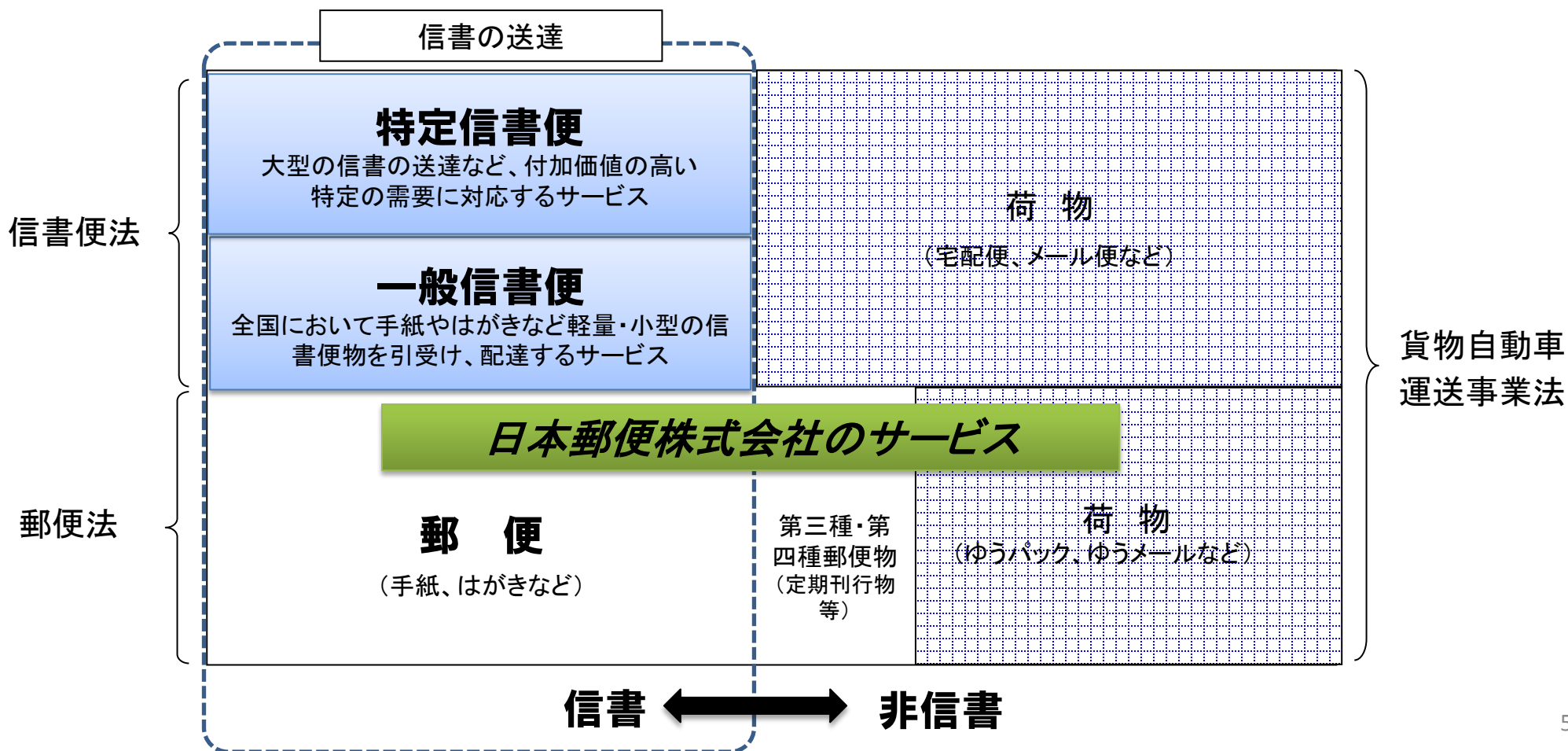
ヤマト運輸の方が、一般信書便事業でなくて特定のほう、信書便事業についても規制が非常に厳しいとおっしゃったのですが、具体的にどの辺が参入の障壁になっているとお考えなのでしょうか。(略)

(ヤマト運輸)

参入条件が厳しいというよりも参入の領域が非常に限定されているということを思っております。大きさを言いますと、90cm以上、4kg以上、果たしてそれが信書というか、書類なのだろうかということもありますし、あるいは3時間以内には届ける。料金が1,000円以上。領域自体が狭すぎるので、仮にそこでサービスを行ったとしても、サービスを提供することができないという思いでございます。

信書便事業と郵便の関係

- 平成15年4月の信書便法(※)施行により、国の独占とされてきた信書の送達について、全面的に競争原理を導入。
※信書便法＝民間事業者による信書の送達に関する法律
- 郵便は、郵便法に基づき、ユニバーサルサービスの提供義務を課し、日本郵便株式会社が引き続き提供。
- 信書便事業には、「全国全面参入型の一般信書便事業」と「特定のサービスのみを提供する特定信書便事業」の2種類がある。



「信書」とは

○「信書」とは「特定の受取人に対し、差出人の意思を表示し、又は事実を通知する文書」(郵便法4条2項)

「特定の受取人」= 差出人がその意思の表示又は事実の通知を受ける者として特に定めた者

「意思を表示し、又は事実を通知する」= 差出人の考えや思いを表し、又は現実に起こり若しくは存在する事柄等の事実を伝えること

「文書」= 文字、記号、符号等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物

信書に該当する文書の例

- 書状
- 請求書の類
類例: 納品書、領収書、見積書、願書、申込書、申請書、申告書、依頼書、契約書、照会書、回答書、承諾書
- 会議招集通知の類
類例: 結婚式等の招待状、業務を報告する文書
- 許可書の類
類例: 免許証、認定書、表彰状
- 証明書の類
類例: 印鑑証明書、納税証明書、戸籍謄本、住民票の写し
- ダイレクトメール
 - ・文書自体に受取人が記載されている文書
 - ・商品の購入等利用関係、契約関係等特定の受取人に差し出す趣旨が明らかな文言が記載されている文書

信書に該当しない文書の例

- 書籍の類
類例: 新聞、雑誌、会報、会誌、手帳、カレンダー、ポスター
- カタログ
- 小切手の類
類例: 手形、株券
- プリペイドカードの類
類例: 商品券、図書券
- 乗車券の類
類例: 航空券、定期券、入場券
- クレジットカードの類
類例: キャッシュカード、ローンカード
- 会員カードの類
類例: 入会証、ポイントカード、マイレージカード
- ダイレクトメール
 - ・専ら街頭おける配布や新聞折り込みを前提として作成されるチラシのようなもの
 - ・専ら店頭における配布を前提として作成されるパンフレットやリーフレットのようなもの

「信書」の概念はなぜ存在するのか

1 基本的通信手段の確保

- 信書の送達は、国民の基本的通信手段であり、その役務を全国あまねく公平に提供する必要があることから、郵便法及び信書便法においてその提供の確保を図っている。

【郵便法1条】 この法律は、郵便の役務をなるべく安い料金で、あまねく、公平に提供することによって、公共の福祉を増進することを目的とする。

【信書便法1条】 この法律は、民間事業者による信書の送達の事業の許可制度を実施し、その業務の適正な運営を確保するための措置を講ずることにより、郵便法（昭和二十二年法律第百六十五号）と相まって、信書の送達の役務について、あまねく公平な提供を確保しつつ、利用者の選択の機会の拡大を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。

2 憲法上保障された通信の秘密の確保

- 憲法では、表現の自由の確保及びプライバシー保護の観点から、基本的人権として「検閲の禁止」と併せて「通信の秘密」の保護を明記。

【憲法21条2項】 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

- 憲法上の要請を受け、郵便法及び信書便法においても、「検閲の禁止」と併せて「信書の秘密」の保護を規定。

【検閲の禁止】 郵便物/信書便物の検閲は、これをしてはならない(郵便法7条、信書便法4条)

【秘密の保護】 ・取扱中に係る信書の秘密は、これを侵してはならない(郵便法8条1項、信書便法5条1項)

・郵便/信書便の業務に従事する者は、在職中、郵便物/信書便物に関して知り得た他人の秘密を守らなければならない。その職を退いた後においても、同様とする。(郵便法8条2項、信書便法5条2項)

一般信書便事業の参入条件

一般信書便事業

手紙や葉書など、国民生活にとって基礎的なサービスとして、軽量・小型の信書便物が差し出された場合に、全国において必ず引き受け、配達するサービス(一般信書便役務)の提供を必須として、全ての信書の送達が可能なる事業。

ユニバーサルサービスを確保するため、以下の条件を確保することが必要

① 利用しやすい全国均一料金(最低基本料金の上限80円)

信書便法第十六条 (略)

2 前項の料金(総務省令で定める料金を除く。第二十七条第二号において同じ。)は、次の各号のいずれにも適合するものでなければならない。

- 一 配達地により異なる額が定められていないこと(一般信書便事業者の一の事業所においてその引受け及び配達を行う信書便物に係る料金を除く。)
- 二 大きさ及び形状が総務省令で定める基準に適合する信書便物であつて、その重量が二十五グラム以下のものに係る料金の額が、軽量の信書の送達の役務が国民生活において果たしている役割の重要性、国民の負担能力、物価その他の事情を勘案して総務省令で定める額を超えないものであること。
- 三・四 (略)

【施行規則】

第二十三条 法第十六条第二項第二号の総務省令で定める額は、八十円とする。

② 全国における毎日一通からの引受・配達

③ 随時、簡便、かつ秘密保護が確実な差出方法の確保

信書便法第九条 総務大臣は、第六条の許可の申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、同条の許可をしてはならない。

- 一 その事業の計画が信書便物の秘密を保護するため適切なものであること。
- 二 その事業の計画が全国の区域において一般信書便役務に係る信書便物(以下この号において「一般信書便物」という。)を引き受け、かつ、配達する計画を含むものであつて、事業計画に次に掲げる事項が定められていること。
 - イ 総務省令で定める基準に適合する信書便差出箱の設置その他の一般信書便物を随時、かつ、簡易に差し出すことを可能とするものとして総務省令で定める基準に適合する信書便物の引受けの方法
 - ロ 一週間につき六日以上一般信書便物の配達を行うことができるものとして総務省令で定める基準に適合する信書便物の配達の方法

三・四 (略)

【施行規則】

第八条 法第九条第二号イの総務省令で定める信書便差出箱の基準は、次のとおりとする。

一～三 (略)

四 信書便差出箱の見やすい所に当該信書便差出箱を設置した一般信書便事業者の氏名若しくは名称又は当該一般信書便事業者を示す標章、信書便差出箱を利用することができる日及び時間(信書便差出箱を終日利用することができない場所に設置する場合に限る。...)並びに信書便物の取集時刻の表示を付したものであること。

第九条 法第九条第二号イの総務省令で定める信書便物の引受けの方法の基準は、次のとおりとする。

- 一 次のイからホまでに掲げる市町村又は特別区の区分に応じ、市町村又は特別区の人口(公表された最近の国勢調査の結果によるものとし、許可の申請後において新たに国勢調査の結果が公表された場合にあつては、その人口)に当該イからホまでに掲げる率を乗じて得た数(一未満の端数があるときは、これを一に切り上げた数)以上の数の信書便差出箱を各市町村又は各特別区ごとに設置すること。
 - イ 東京都の特別区の存する区域及び地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市 ○・○○○五
 - ロ 人口が十万人以上である市(イに該当するものを除く。) ○・○○○六
 - ハ 人口が二万五千人以上十万人未満である市町村(ホに該当するものを除く。) ○・○○○八
 - ニ 人口が二万五千人未満である市町村(ホに該当するものを除く。) ○・○○一
 - ホ 過疎地域自立促進特別措置法(平成十二年法律第十五号)第二条第一項に規定する過疎地域をその区域とする市町村 ○・○○一
- 二 信書便差出箱を各市町村内及び各特別区内に満遍なく設置すること。
- 三 信書便差出箱を公道上、公道に面した場所その他の常時利用することができる場所又は駅、小売店舗その他の公衆が容易に入出入りすることができる施設内であつて往来する公衆の目につきやすい場所に設置すること。

一般信書便と郵便の制度比較

○ 一般信書便事業と郵便は、ほぼ同等の義務を課されている。

	一般信書便	郵便
提供主体	日本郵便株式会社以外	日本郵便株式会社
参入・退出規制	参入・退出※はともに許可制 ※ 事業の休止又は廃止は「公共の利益が著しく阻害されるおそれがある場合を除き」許可される。 〔信書便法6条、15条〕	郵便の役務の提供義務（郵便の業務は日本郵便株式会社が行うこととされている。） 〔郵便法2条〕
必須の役務	長さ・幅・厚さがそれぞれ40cm・30cm・3cm以下、重量250g以下の信書便物 〔信書便法2条4項1号〕	・郵便物（長さ60cm以下、三辺の合計が90cm以下、重量4kg以下） 〔郵便法15条〕 ・特殊取扱（書留、引受時刻証明、配達証明、内容証明、特別送達） 〔郵便法44条〕 ・国際郵便 〔万国郵便条約〕
引受の方法（差出箱の設置等）	信書便差出箱の設置義務 〔信書便法9条2号イ〕 ※具体的な基準は総務省令で規定（市町村の人口に応じ、全国に、満遍なく設置） 〔信書便法施行規則9条〕	郵便差出箱の設置義務 〔郵便法38条、70条3項2号〕 ※具体的な基準は総務省令で規定（約18万本） 〔郵便法施行規則30条2項〕
送達速度	差し出された日から原則3日以内 〔信書便法2条4項2号、同法施行規則3条〕	差し出された日から原則3日以内 〔郵便法70条3項4号〕
配達日	原則1週間につき6日以上 〔信書便法9条2号ロ、同法施行規則10条〕	原則1週間につき6日以上 〔郵便法70条3項3号〕
提供区域	全国〔信書便法1条、9条2号〕	全国〔郵便法1条〕
料金	・全国均一料金（長さ・幅・厚さがそれぞれ40cm・30cm・3cm以下、重量250g以下の信書便物） ・25g以下の軽量信書便物※の料金の上限は総務省令で規定（80円） ※ 定形郵便物と同様のもの 〔信書便法16条2項、同法施行規則22条、23条〕	・全国均一料金 ・25g以下の第一種郵便物（定形郵便物）の料金の上限は総務省令で規定（80円） 〔郵便法67条2項、同条4項〕
政策的に低廉な料金	任意	第三種、第四種郵便物の料金は同一重量の第一種郵便物の料金より低いこと 〔郵便法67条4項2号〕
営業所	任意	郵便局の全国あまねく設置義務 〔日本郵便株式会社法6条〕

特定信書便事業の類型

特定信書便事業

付加価値の高い特殊な需要に対応するサービス(特定信書便役務)のみを提供する事業

特定信書便役務:

① 大きい又は重いサービス (1号役務)

長さ・幅・厚さの合計が90cmを超え、
又は重量が4kgを超える信書便物を送達するもの



② 速いサービス (2号役務)

信書便物が差し出された時から、
3時間以内に当該信書便物を送達するもの



③ 高いサービス (3号役務)

料金の額が1,000円を下回らない範囲内において
総務省令で定める額(国内における役務は1,000円)
を超えるもの



信書便法第二条

- 7 この法律において「特定信書便役務」とは、信書便の役務であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。
- 一 長さ、幅及び厚さの合計が九十センチメートルを超え、又は重量が四キログラムを超える信書便物を送達するもの
 - 二 信書便物が差し出された時から三時間以内に当該信書便物を送達するもの
 - 三 その料金の額が千円を下回らない範囲内において総務省令で定める額を超えるもの

特定信書便の導入事例①

①大きい又は重いサービス(1号役務)

- 市町村合併で市域が拡大した市役所の本庁・支所等間の公文書集配業務の委託が可能に。行政経費の削減とコンプライアンス遵守に役立っている。

(導入事例)

- ・神奈川県相模原市では、平成22年度の政令市への移行に伴い、本庁と区役所・出先機関との間の信書便物の集配業務を特定信書便事業者へ委託。

- 企業の本店・支店間の信書の巡回・定期集配業務をアウトソーシングし、コンプライアンスを遵守。

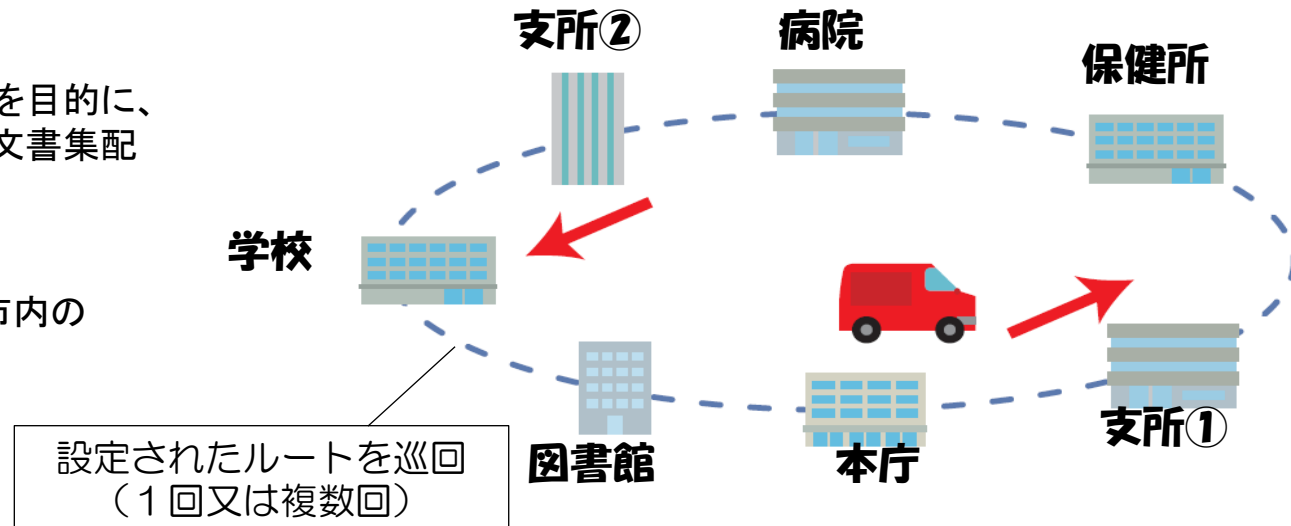
(導入事例)

- ・平成21年4月から、大手自動車グループが、グループ内の工場等との間の信書便物の送達を特定信書便事業者へ委託。貨物と混載して信書便物の送達が可能に。

- 知的障がい者の工賃アップと社会訓練を目的に、市役所が社会福祉法人やNPO法人に公文書集配業務を委託。

(導入事例)

- ・佐賀県伊万里市では、平成19年度から市内のNPO法人に公文書集配業務を委託。



特定信書便の導入事例②

②速いサービス(2号役務)

- バイク等で、ビジネス文書を3時間以内に急送。近距離の信書急送需要に対応。

(導入事例)

- ・都内の不動産仲介業や証券会社、広告・出版業界が、急ぎの請求書、領収書、見積書の送達にバイク便や自転車便を利用。



③高いサービス(3号役務)

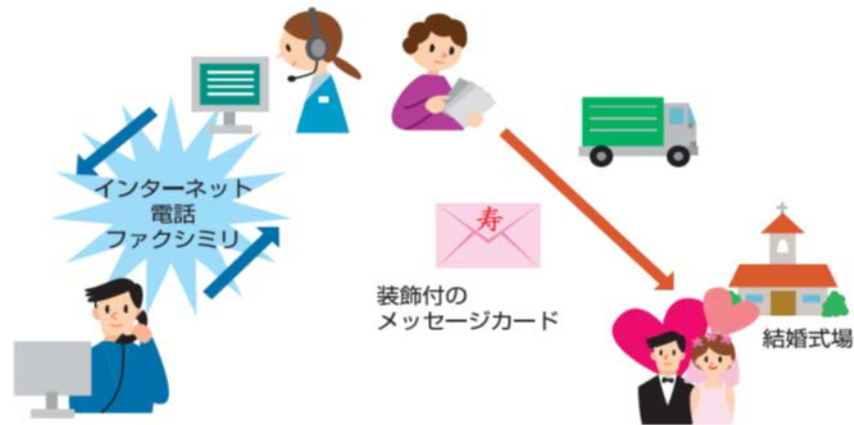
- ネット・電話等で引き受けたメッセージを印刷・封緘して送達。冠婚葬祭需要の多様化に対応。

(導入事例)

- ・顔写真等の画像を取り込む等の斬新な装飾を施して、お祝いやお悔やみのメッセージを送付するサービスを提供。

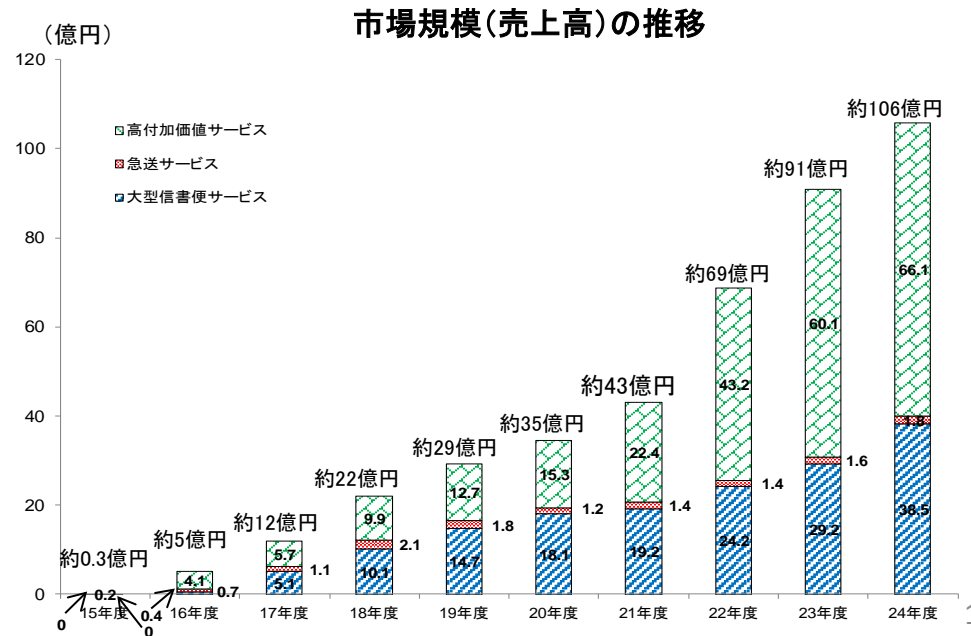
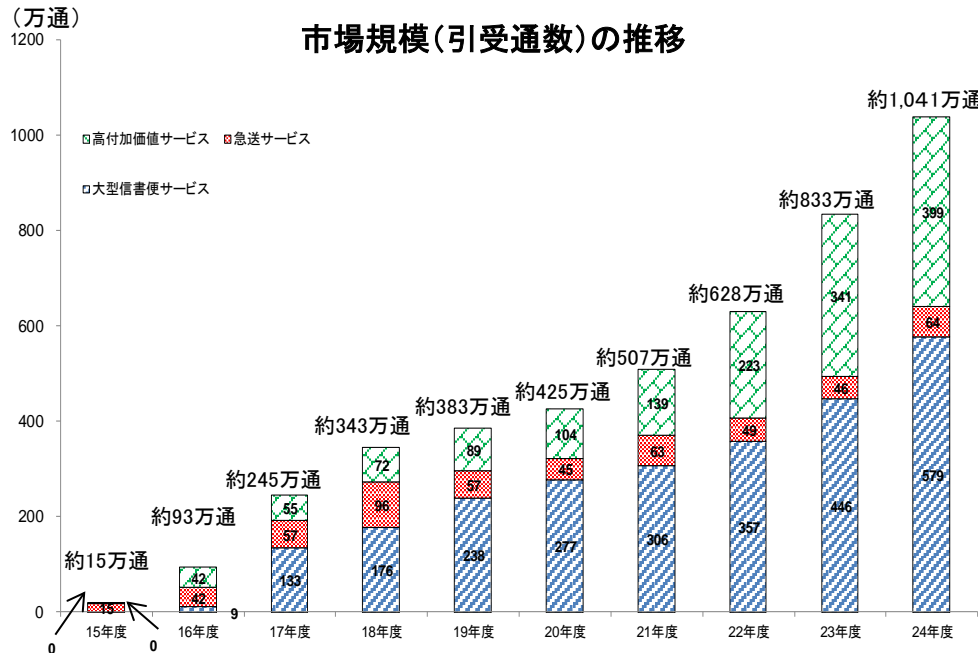
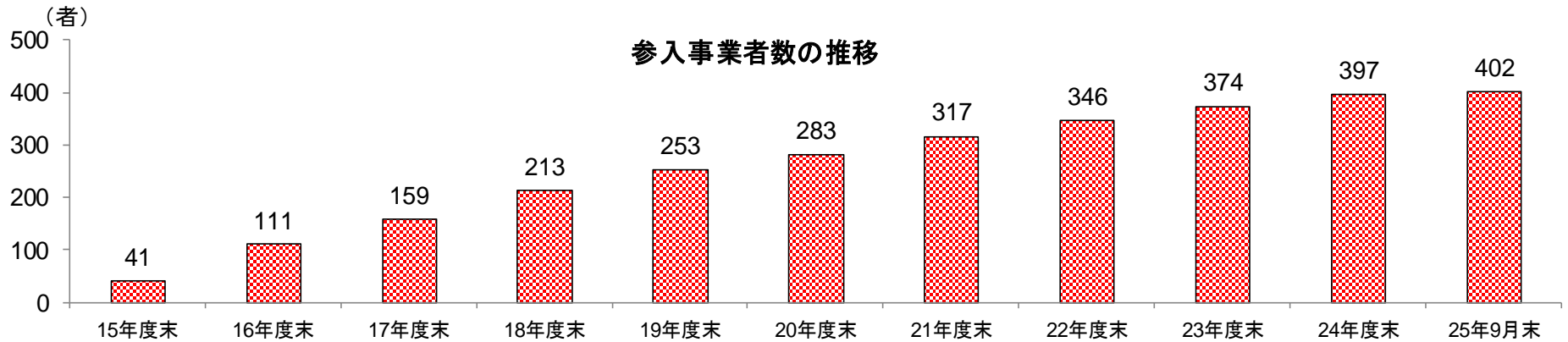


電報類似サービスの流れ



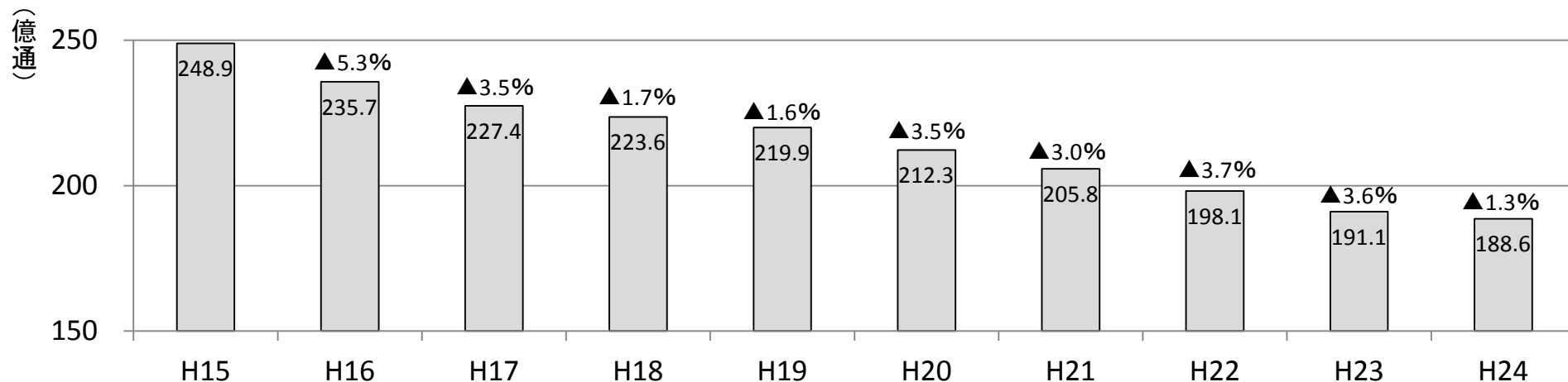
信書便事業参入事業者数と市場の動向

- 一般信書便事業への参入はないものの、特定信書便事業への参入は順調に増加を続けており、平成25年9月末時点で402者が参入。
- 平成24年度の信書便の市場規模は、引受通数で約1,041万通(対前年度比約1.3倍)、売上高で約106億円(対前年度比約1.2倍)。

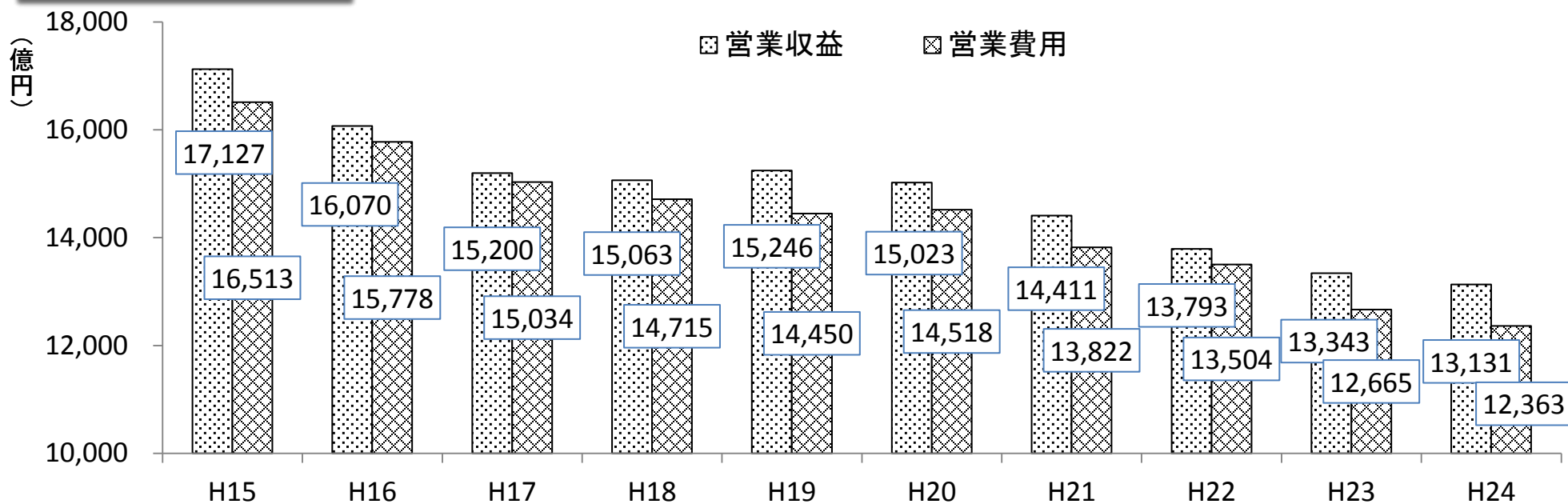


郵便物数・郵便事業の収支の推移

郵便物数の推移



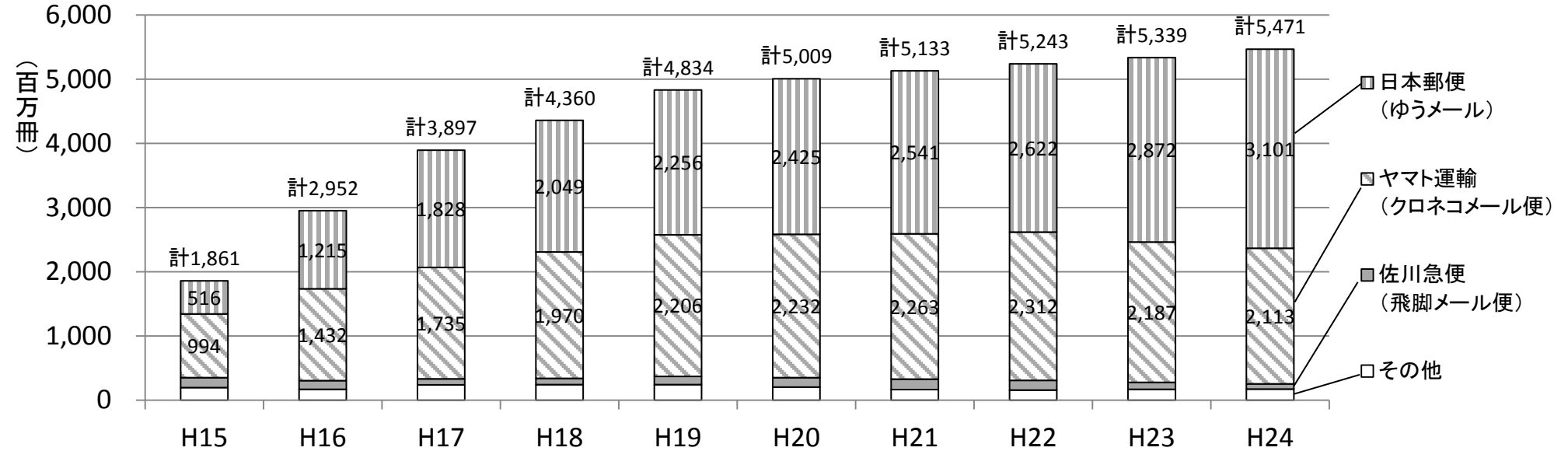
郵便事業の収支の状況



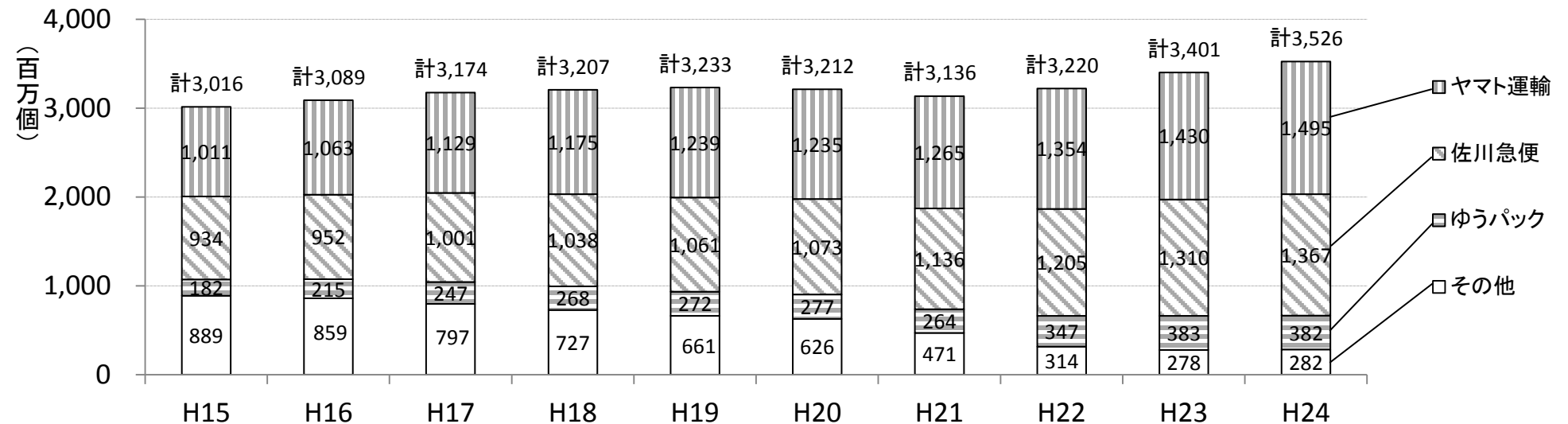
メール便・宅配便取扱数の推移

メール便取扱冊数の推移

※メール便…書籍、雑誌、カタログ等比較的軽量の荷物(信書に該当しないもの)を荷送人から引き受け、それらを荷受人の郵便受箱等に投函することにより運送行為を終了する運送サービス



宅配便取扱個数の推移



信書便法制定までの主な経緯

平成10年6月 中央省庁等改革基本法成立

第33条第3項 政府は、郵便事業への民間事業者の参入について、その具体的条件の検討に入るものとする。

平成12年12月 「行政改革大綱」閣議決定

○郵便事業への民間参入

・中央省庁等改革基本法で定められた郵便事業への民間事業者の参入については、郵政公社化に併せて実現することとする。

平成13年12月 郵政事業の公社化に関する研究会(片山総務大臣主催)中間報告

〔中間報告のポイント〕

第2部 郵便事業への民間事業者の参入の在り方

1 郵便事業への民間参入の在り方

- (1) ユニバーサルサービスの確保を可能としながら競争の効果が発揮される現実の政策となりうる選択肢として、①条件付全分野への参入、②部分的自由化、③段階的自由化が考えられる。
- (2) このうち、競争の効果を重視する観点からは、当初から全分野への参入を可能とする条件付全分野への参入の選択肢を採用することが考えられる。
- (3) 条件付全分野への参入の場合、ユニバーサルサービスを確保するために、少なくとも①利用しやすい全国均一料金、②全国における原則毎日一通からの引受・配達、③随時、簡便、かつ信書の秘密が保護される差出方法の確保という条件を課す必要がある。
- (4) また、創意工夫を凝らした高い付加価値を有するサービスを行う事業者については、ユニバーサルサービスへの影響を勘案した上で、個別に参入を認める措置が考えられる。

平成14年2月 小泉内閣総理大臣施政方針演説(第154回国会)

郵政事業については、平成15年中に国営の新たな公社を設立し、全国に公平なサービスを確保しつつ、郵便事業への民間事業者の全面的な参入を可能にするための法律案を、今国会に提出します。

平成14年4月 日本郵政公社法案、民間事業者による信書の送達に関する法律案国会提出

平成14年7月 日本郵政公社法、民間事業者による信書の送達に関する法律成立

平成15年4月 日本郵政公社発足、民間事業者による信書の送達に関する法律施行

信書便法制定後の主な経緯

平成16年9月 「郵政民営化の基本方針」閣議決定

- ・引き続き郵便のユニバーサルサービスの提供義務を課す。
- ・ユニバーサルサービスの維持のために必要な場合には、優遇措置を設ける。
- ・信書事業への参入規制については、当面は現行水準を維持し、その料金決定には公的な関与を続ける。

平成20年3月 「規制改革推進のための3か年計画(改定)」閣議決定

Ⅱ 重点計画事項

14 ネットワーク産業

(2) ICT (情報・通信等) 分野

① 郵便・一般信書便事業における競争環境の整備

ウ 信書便事業の参入要件の緩和【平成20年以降検討・結論】

現行の一般信書便事業では、クリームスキミングを防止する観点から全国にサービスを提供する義務を課す等の参入要件が設けられている。信書便事業に対する新規参入等を通じた競争促進により、利用者利便を一層向上させる観点から、参入要件の緩和を検討する。

平成24年3月 「郵政民営化の見直しについて」自公民3党合意

ユニバーサルサービス

日本郵政(株)及び日本郵便(株)に、郵便業務及び貯金・保険の基本的サービスを、郵便局で一体的に提供する責務を課す。



平成24年4月 郵政民営化法等の一部を改正する等の法律(議員立法)成立

郵政民営化法 (平成十七年法律第九十七号) 【改正後の条文】

(郵政事業に係る基本的な役務の確保)

第七条の二 日本郵政株式会社及び日本郵便株式会社は、郵便の役務、簡易な貯蓄、送金及び債権債務の決済の役務並びに簡易に利用できる生命保険の役務が利用者本位の簡便な方法により郵便局で一体的に利用できるようにするとともに将来にわたりあまねく全国において公平に利用できることが確保されるよう、郵便局ネットワークを維持するものとする。

2 (略)

第七条の三 政府は、前条に規定する責務の履行の確保が図られるよう、必要な措置を講ずるものとする。